

### 1. 実施に当たってのポイント

- (1) 専門職の意見を適正に反映させる仕組みづくり
- (2) 緊急案件にも対応できる仕組みづくり
- (3) 現状の体制において実現可能な仕組みづくり

### 2. 実施方法

#### (1) 支援・検討会議の設置方法

ア あんしん狛江運営委員会と同一の委員構成とする。

【検討事項】弁護士については狛江泉親会や東京三弁護士会多摩支部との調整は必要か？

イ 設置方法 新規(要綱設置)

ウ 開催方法・回数 WEB方式・月1回又は2箇月に1回

【検討事項】参加していただくに当たり、いずれの頻度であれば参加が可能か？

#### (2) 検討事案

ア 月毎のあんしん狛江対応案件だけで検討事案は少なくとも十数件

イ 現状の体制で全ての事案を支援・検討していただくことは不可能

ウ 令和4年度の検討事案

(ア) 市長申立事案、虐待事案等のうち困難事案(新規)

(イ) 成年後見人等のルー又は追加選任事案

エ 職員体制が整った時点で検討事案を見直す。

#### (3) 検討事項

ア 計画で定めた支援・検討会議の所掌事項は、次のとおり

①権利擁護支援についての判断、②受任調整(マッチング)等、③成年後見人等・任意後見人支援の検討、④モニタリング

イ 現状の体制で全ての事項を支援・検討していただくことは不可能

ウ 令和4年度は次の事項のみとする。

(ア) 成年後見人等のルー又は追加選任事案の②受任調整(マッチング)等

(イ) (5)のフローに従った新規困難案件の②受任調整(マッチング)等の結果報告

エ 職員体制が整った時点で①、③及び④の事項について検討を行う。

## (5) 支援・検討会議実施フロー

1. 支援・検討の端緒：相談（本人・家族・包括・病院・ケアマネ・相談支援専門員⇒あんしん狛江・市福祉相談課）

2. あんしん狛江：情報収集、個別ケア会議、関係機関の打合せ等への出席（必要に応じて）⇒アセスメント

3. あんしん狛江：フェイスシートの作成（←市福祉政策課：支援）

4. 市福祉政策課：フェイスシート及び意見照会シートを支援・検討会議委員にメール・ファクシミリ等で送付

5. 委員：緊急案件24時間以内、それ以外の案件48時間以内に回答

6. あんしん狛江：受任調整（マッチング）等

7. 市福祉政策課：6の結果を報告書にまとめる

8. 市福祉政策課：狛江市権利擁護支援・検討会議でフェイスシート・意見照会シートとともに報告書を報告

### 【検討事項】

- ①フェイスシート・意見照会シートは、事務局でシート案を作成し、第3回権利擁護支援ネットワーク協議会で協議
- ②5については委員で対応可能か？
- ③5の対応をするに当っては市と委託契約を締結し、対価を支払う予定であるが、年間の対価はどの程度必要か？

### 3. 令和3年度の試行実施について

- (1) 検討案件: 多摩南部成年後見センターを利用している成年被後見人等の専門職へのリレー(2件)
- (2) 検討事項: 受任調整(マッチング)等
- (3) 検討の場: あんしん狛江運営委員会
- (4) 検討の時期: 第3回運営委員会(11月24日(水))1件、第4回運営委員会(2月22日(火))1件
- (5) 検討に当たっての準備
  - ア 2(5)のフローの2対応を行い、3のフェイスシートを作成
  - イ フェイスシートを基にリレーの可否、専門職の受任調整(マッチング)等について検討